



# 経理の窓 4月号

平成25年4月1日号

このところ株高・円安が続いています。大手企業の賃上げのニュースに景気も上向きそうな気配ですが、株の評価益も為替差益も数字のマジックのように思えてなりません。

<b>今月の税務</b>	<b>法人</b> : 2月決算法人の確定申告と納付 <b>地方税</b> : 軽自動車税の納付 固定資産税と都市計画税の第1期分の納付 <b>個人</b> : 所得税の振替納税日、4月22日(月) 消費税の振替納税日、4月24日(水) (口座振替での納税をご利用の場合)
--------------	---

## 消費税増税への対応を検討されていますか？

平成24年8月10日に消費税増税法案が国会で成立しました。

平成26年4月1日から8%に、平成27年10月1日から10%になることが決定しました。

消費税は、商品等の販売の時に預かった消費税額から、仕入業者等に支払った消費税額を差し引いた残りを納める税金です。増税分を販売価格に上乗せできないと、売上の減少やコストアップにつながります。増税分を上乗せできたとしても、運転資金の増加等、資金繰りにも影響があります。

消費税率の引上げの前に経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

引上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

### 《消費税増税に伴い検討される事項》

- ・ 消費税増税後の住宅購入者の一時の税負担増加に対する平準化・緩和対策
- ・ 医療機関等の高額な医療設備などに係る税負担増加に対する対策
- ・ 簡易課税制度のみなし仕入率を実際の仕入率の水準に近づけるように縮小

### 《改正事項》

- ・ 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- ・ 任意の中間申告制度が創設されました。
- ・ 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

### ポイント

契約締結が一定の期間内に行われた場合に旧税率（5%又は8%）を適用する経過措置が適用されます。2度にわたって税率が引上げられるため、経過措置の適用は、煩雑になりますので、契約にあたっては注意する必要があります。

国税庁のホームページには、「消費税法改正のお知らせ」平成25年3月が掲載されています。あらましについては、こちらをご覧ください。

## 消費税増税の影響と対応

**影響 1 価格転嫁** 価格転嫁できない場合、収益と資金繰りがともに悪化します。

対応  価格転嫁がどの程度可能かの検討

消費税額の表示方式を確認、外税方式の採用の検討

(外税方式のほうが価格転嫁を行いやすいと思われます。)

価格転嫁ができなかった場合では、条件にもよりますが

原則課税(税抜処理)の場合、売上が減少して、納税額が増加します。

簡易課税(税込処理)の場合、仕入・経費が増えて、納税額も増加します。

免税事業者の場合、仕入・経費が増えます。納税額は、0です。

(消費税込みの売上は、改正後も変わらないとした場合です。)

## 影響 2 運転資金の増加

価格転嫁ができたとしても、消費税の納税額、仕入等代金の支払資金は、増加します。

対応 増加する運転資金の手当て

売上のアップと同時にコストを削減して利益を確保する経営改善

売掛金回収の徹底

資金繰りへの影響の確認

増加する納税資金はどれくらいかを試算(直近の確定消費税額÷5×3又は5)

増加する運転資金がどれくらいかを試算

価格転嫁できなかった場合の利益や業績への影響の試算

## 影響 3 経理実務・価格表示

対応 請求書発行やレジシステムの変更の準備、財務会計等のシステムの対応を確認

会計処理、課税方式の確認と妥当性の検討

請求書の発行システムの税率変更への対応の確認

売掛金や買掛金の取引時の税率を正しく確認できる管理方法かどうか

消費税の増税に伴う税額計算の実務処理についての確認

## その他の検討事項

近い将来、設備投資や修繕の必要があれば、時期の検討

駆け込み需要への対応の検討

原材料や商品等について増税前の仕入の検討

将来売却する可能性のある資産があれば、売却時の消費税に注意

賃貸事業者は増税による経費の増加で、賃料の値上げが必要かどうかの検討

